

3 インドのデジタル貿易とデータ保護立法

小島 眞 *Makoto Kojima*

拓殖大学名誉教授

(一財)国際貿易投資研究所客員研究員

要約

1990年代以降、インドは対外志向型政策を導入し、高レベルの成長を享受し、今日に至っている。インドの経済成長はサービス部門主導型であり、その中核をなしているのがIT産業である。インドの貿易政策は伝統的に保護主義的性格を色濃く帯びていたが、IT産業は例外的に輸出主導型であり、デジタル関連のサービス輸出が全体の大半を占めている。インドの商品貿易は大幅な赤字を計上している一方、デジタル貿易は黒字幅を拡大させており、経常収支赤字幅の改善に寄与している。

インドのIT産業は民族系企業と多国籍企業の自社内センターから構成されており、近年、後者はグローバル・ケイパビリティ・センター (GCCs) として、半導体設計や製品開発を手掛けるR&Dセンターとしての性格を強く帯びるようになっており、その数は2024年3月時点で1,700単位に及んでいる。さらにデジタル・インドの下でデジタル識別制度 (アードール) を含むデジタル公共インフラの充実が図られ、インドはその国際的普及にも取り組んでいる。

他方、インドは多角間貿易交渉の場では往々にして自由貿易に対して保守的な姿勢を貫いてきており、ウルグアイ・ラウンドでサービスの自由化が取り上げられた際にも反対の論陣を張っていた。WTO閣僚会議での越境電子商取引への課税モラトリアム、さらにはG20での「信頼性のある自由なデータ流通」(DFFT) についても、消極的な姿勢を貫いていたが、個別の

FTA締結には積極的であり、アラブ首長国連邦（以下、UAE）とのFTAでは両国間での電子商取引に対する課税を禁止する条項が盛り込まれるようになった。

さらにデジタル貿易で扱われるデータについても、インドでは2018年に「個人データ保護（以下、PDP）法案」が上程された際、データを元の地域に留めておくデータ・ローライゼーションが至上命令とされていたが、その後、旧PDP法案は廃案となり、2023年に「デジタル個人データ保護（以下、DPDP）法」が制定された。そこでは個人データの越境移転を規制する場合の権限が中央政府の裁量に委ねられ、より柔軟な姿勢が示されることになった。今後、インドに問われるのは、データ・セキュリティの確保とイノベーションの奨励をいかに両立させるのか、という点である。

はじめに

近年、インドでは、「メイク・イン・インディア」、さらには生産連動型インセンティブ（PLI）の下で新たな製造業が台頭しつつあるものの、1990年代以降、インドの経済発展はサービス主導型を特徴としており、その代表格はITサービス産業である。このことはインドの国際収支動向にも反映されており、商品貿易は慢性的赤字を計上している中、サービス貿易は一貫して黒字を計上しており、それに大きく貢献しているのがデジタル関連のITサービス輸出である。

IT産業の躍進と並行して、インド国内ではデジタル・インディアの下でデジタル公共インフラの整備・拡充が着実に図られており、インドはIT大国としての足取りに自信を深めつつある。とはいえ、国際貿易交渉の場ではインドは依然としてサービス貿易、及びデジタル貿易の自由化に対しては消極的なスタンスを示す傾向にある。デジタル貿易の実態はデータの越境流通であり、これに大きく左右するのがデータ・ローライゼーションのあり方である。

以下、本稿では、第1節でインドのデジタル貿易の現状を検討した上で、

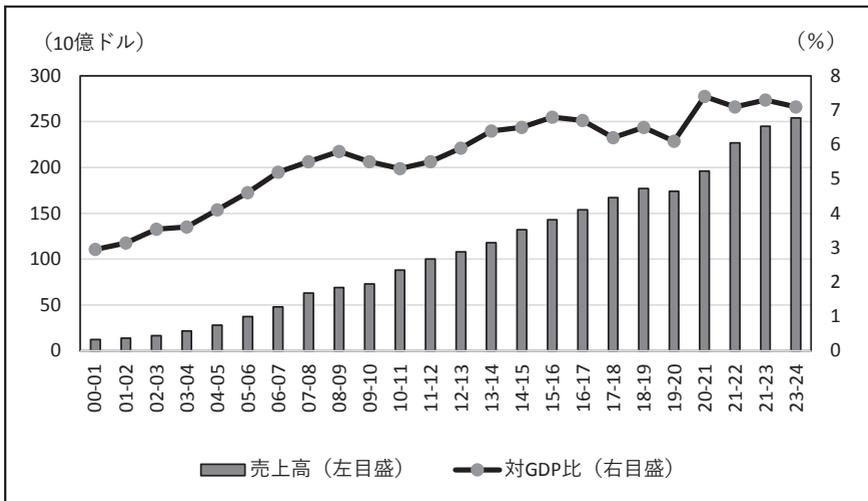
今後の方向性を探るべく、第2節ではR&D拠点としてインドの重要性、第3節ではデジタル公共インフラの拡充とその国際化、さらに第4節ではデータ・ローカライゼーションに係るデジタル保護立法の現状について検討する。

1. インド経済の台頭とデジタル貿易

1.1 サービス主導型発展

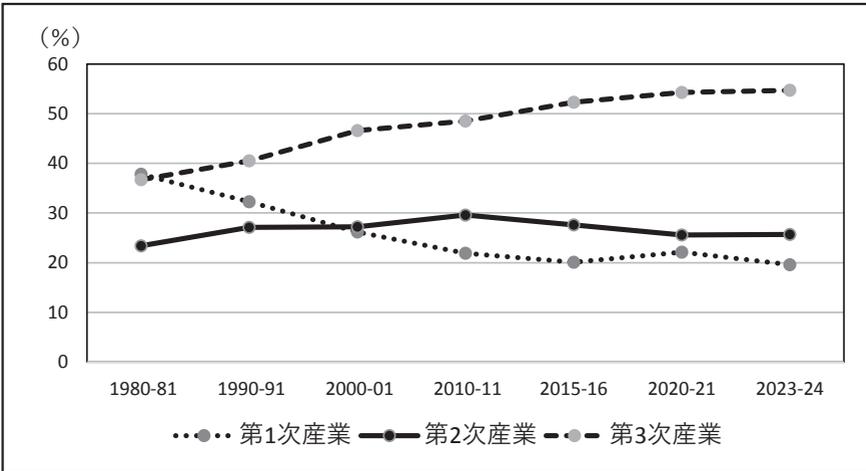
独立後、インドは長らく混合経済体制の統制下で控えめな経済成長を続けていたが、1991年7月に経済改革が導入され、国内の規制緩和と同時並行する形で対外志向型政策が展開されるようになった。それに伴い、新興財閥の台頭も含めて企業間競争が活発化し、インドは高レベルの経済成長を実現するようになった。そうした中で経済的拡大の牽引役を担ったのはソフトウェア・サービス、通信、銀行・保険などスキル集約型の非対面型サービス部門であった。とりわけ目覚ましい成長を遂げたのがITサービス産業^(注1)であり、その売上高は対GDP比で7%前後にまで及んでいる(図1参照)。イン

図1. インドサービス産業の売上高



出所：NASSCOM

図2. GDPの部門別構成



出所：Ministry of Finance ; Economic Survey 2024-25

ドは90年代には5%台、さらに2000年代以降は6%台を上回る経済成長を示しており、そこで展開されているのは、GDPの部門別構成からも窺われるように、サービス主導型発展である（図2参照）。

インドは人口大国として労働力が豊富であることを考えれば、本来、労働集約的製造業に比較優位があったはずであるが、硬直的な労働法^(注2)、住民に有利な土地収用法、工業向けの割高な電力料金の適用など、製造業は政治的に容易に克服しがたい不利な課題を抱えていた。近年、インドはエレクトロニクス産業が勃興しつつあるものの、依然としてICT製品の純輸入国であることには変わらないが。実際、ICT製品の世界輸入に占めるインドのシェアは2000年の0.3%から22年には1.8%に上昇したのに対して、ICT製品の世界輸出に占めるシェアは22年においてもせいぜい0.4%のレベルにとどまったままである（RBI, 2024）。他方、ITサービス産業の場合は、硬直的な労働法の適用を免れるとともに、土地、電力、資本などのインプットをさほど必要としないため、製造業が直面するハンディキャップに煩わされることなく、さらには適宜、政府奨励策を仰ぎつつ、速やかな拡大が可能となった。サービス主導型発展の中核をなすインドのITサービス産業は典型的

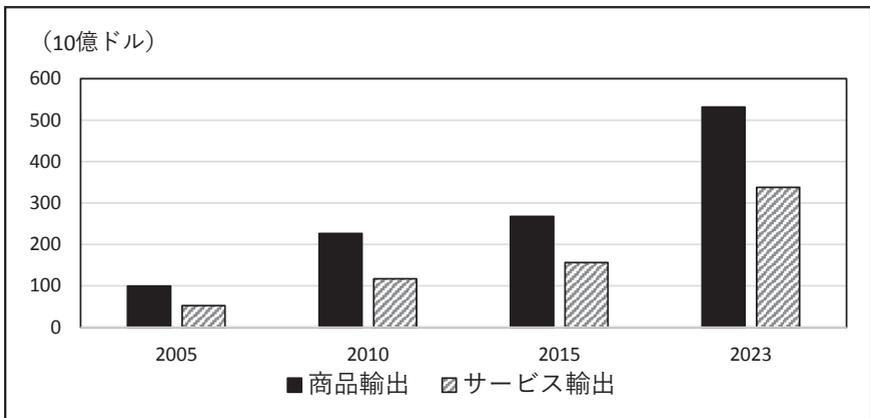
な輸出志向型であり、その売上高に占める輸出のシェアがほぼ8割近くに及んでいる。2023年現在、通信・コンピュータ・情報サービス分野ではインドは第2位の輸出国として世界輸出全体の10.2%のシェアを占めるとともに、その他ビジネスサービス分野でも第3位の輸出国として世界輸出全体の7.2%を占めるまでになっている^(注3)。

1.2 ITサービス産業とデジタル貿易

ITサービス産業の活発な輸出に牽引される形で、2005～23年の期間中、インドのサービス輸出は521.1億ドルから3,375.4億ドルへと拡大し、年平均成長率は10.9%をマークした（図3）。そうしたITサービス産業の活発な輸出拡大を反映する形で、商品輸出に対するサービス輸出の比率は、2023年時点で、日本では30%弱であったのに対して、インドでは63.5%と2倍以上となっている（図3参照）。2005～23年の期間中、世界の輸出全体に占めるインドのシェアは、商品分野では0.9%から1.8%に拡大した一方、サービス分野では2%から4.3%へと拡大した。

インドの国際収支は商品貿易では慢性的に大幅な赤字を計上しているのに対して、サービス貿易、それに第2次所得（主として個人の海外からの小口

図3. インドの商品・サービス輸出



出所：UNCTAD

表1. インドの国際収支表（2023年度）

（単位：10億ドル）

	収入	支出	ネット
経常勘定	942.9	966.1	▲ 23.2
貿易収支	441.5	683.5	▲ 242.1
サービス収支	341.1	178.3	162.8
第1次所得収支	41.5	91.2	▲ 49.8
第2次所得収支	118.9	13.0	105.9
資本勘定	850.3	827.8	22.5
外貨準備増減	0.0	63.7	▲ 63.7
誤差脱漏	0.7	0.0	0.7

出所：Reserve Bank of India

送金）では相当額の黒字を計上している。2023年度（23年4月～24年3月）現在、商品貿易、第1次所得（利益配当金や債券利子の受け払い）はそれぞれ2,421億ドル、498億ドルの赤字を計上したのに対して、サービス貿易、第2次所得はそれぞれ1,628億ドル、1,059億ドルの黒字を計上しており^{（注4）}、経常収支赤字は232億ドル（対GDP比では1.2%）に抑えられていた（表1）。

インドのサービス輸出の大半を占めるITサービスは、2023年度現在、その輸出額は1,907億ドルに及んでいる。その輸出先の54.1%は米国に向かっており、米国と欧州だけで全体の84.9%を占めている（表2）。ちなみにBEA（米国商務省経済分析局）のデータによれば、2022年の米国のデジタル貿易収支（コンピュータソフトの複製・ライセンス、通信・コンピュータ・情報サービス、専門的経営コンサルティングサービス）は1,129.6億ドルの黒字を計上しているが、唯一、インド一国に対してのみ170.3億ドルの赤字を計上していたとされる（大木, 2024）。

RBI（インド準備銀行）の分類によれば、ITサービスの業務内容は、①ソフトウェア・サービス（アプリケーション開発、メンテナンス、ITインフラ運用など）、②ソフトウェア製品開発、③BPOサービス（ビジネスコンサルティング・サービス、財務会計監査/税務サービス、サプライチェーンその他管理サービス/ロジスティックス、医療カルテ転写・文書管理など）、④エンジニアリング・サービス（組み込みソリューション、製品開発エンジニアリング、産業オートメーション/企業資産管理、コンテンツ開発

表2. インドITサービス輸出先の地域別内訳（2023年度）

地域	金額 (10億ドル)	シェア (%)
米国	103.2	54.1
カナダ	2.6	1.4
欧州	58.8	30.8
英国	26.8	14.1
アジア	12.8	6.7
東アジア	9.9	5.2
西アジア	2.4	1.3
南アジア	0.5	0.2
オセアニア	4.6	3.4
その他	8.7	4.6
合計	190.7	100.0

出所：Reserve Bank of India

表3. インドITサービス輸出の内訳（2023年度）

分野別	輸出額 (10億ドル)	シェア (%)
ソフトウェア・サービス*	125.5	65.8
ソフトウェア製品開発	5.5	2.9
BPOサービス	50.1	26.3
エンジニアリング・サービス	9.6	5.0
合計	190.7	100.0
モード別	輸出額 (10億ドル)	シェア (%)
第1モード（越境取引）	171.3	83.5
第2モード（国外消費）	0.3	0.1
第3モード（商業拠点）	14.5	7.1
第4モード（自然人の越境）	19.1	9.3
合計（第4モードを含む）	205.2	100.0

注. *原文ではITサービスと表記されている。

出所：RBI；Report on Currency and Finance 2023-24.

管理/出版など）に仕分される（表3）。このうち、輸出に占めるシェアが大きいのが、①ソフトウェア・サービス、及び③BPOサービスであり、それぞれ全体の65.8%、26.3%を占めている。さらにはITサービス輸出をモード別内訳で見た場合、そのシェアが最も大きいのが第1モード（越境取引）であり、全体の83.5%を占めている。ちなみに第4モード（自然人の越境）－インド企業の海外子会社が提供するサービス－の191億ドルを加えると、2023年度時点でのインドのソフトウェア・サービス輸出はさらに2,052億ドルに拡大することになる。

2. R&D拠点としてのインドの重要性

これまでITサービスのアウトソーシング先としてインドに進出した多くのグローバル企業は自社内センターを通じて、TCSやインフォシスなど民族系IT企業とともに、インドIT産業の躍進に一役買って来た。昨今、こうした自社内センターが手掛ける分野は従来型のソフトウェア・サービスや

BPM（ビジネス・プロセス・マネージメント）にとどまらず、先端の製品開発やR&D（研究開発）分野に広がっており、グローバル・ケイパビリティセンター（GCCs）としての役割を担うようになってきている。ここでいうGCCsとは、単にコスト効率性を目的としたものとは異なり、グローバル事業目標に資するべく、イノベーションの推進や組織能力の向上を主眼とするR&Dセンターのことである。

実際、インドで設置されているR&Dセンターは、GCCsとして各企業にとって最大規模ないしは2番目の規模のものが多く、インドはすでにR&Dのパワーハウスとして注目される存在になっている。例えば、マイクロソフトの場合、同社がベンガルールに設置している開発センターはAIソリューションを含む同社の技術開発全体において重要な役割を果たしている。さらには独SAPの場合、同社がベンガルールに設置した開発センターは同社全体の17~18%に相当する2万人以上のエンジニアを雇用し、AIを含む同社全体のR&Dの40%、さらには特許出願の4分の1をカバーしている。またIBM社はベンガルール、ブネー、アーメダバード、コーチにそれぞれ研究所を設置し、先端のAIソリューションやAI製品の開発を手掛けている^(注5)。

インドは理工系人材の宝庫として、世界全体のSTEM（科学・技術・エンジニアリング・数学）労働力の28%、さらにはソフトウェア・エンジニアリング人材の23%を輩出する存在になっている（Ministry of Finance, 2025）。そのため多くのグローバル企業がインドにGCCsを設置しているわけであるが、それと同時に注目されるのは、グーグル、マイクロソフト、IBMの場合を含めて、インド系人材がグローバル企業のトップにまで上り詰めるという事例が往々にして見受けられることである。

インド主要IT関連企業が加盟する業界団体であるNASSCOMとビジネス・コンサルティング企業Zinnovとの共同調査によれば、2022年度は、インドでGCCsを設置しているグローバル企業は1,580社強（GCCsの拠点数は2,740強）、そこでの雇用数は166万人強に及んでいる（NASSCOM & Zinnov, 2024）。さらには上記のレポートでも指摘されているように、近年、インドのGCCsの特徴として指摘できるのは、半導体関連のGCCsが顕著

に増加しつつあることである。実際、インドは世界の半導体設計者全体の20%を供給しているという状況にある（Minister of Finance, 2024）。24年3月末現在、インドに立地しているGCCsの設計者数は200万人近くに及び、売上高は646億ドルに達すると推計されている^(注6)。

さらには調査対象をフォーブズ・グローバル2000（フォーブズ社が順位付けした世界のトップ公開企業2,000社）にフォーカスしたANSRの分析によれば、インドでGCCsを立ち上げた企業数は2019年には340社強であったのが、24年には450社強に増加するとともに、そこでのGCCsの拠点数も610強から825強に増加した。また24年時点で、GCCsでの雇用数は130万以上に達している。GCCsを設置している企業の部門別内訳は多岐に及んでおり、同じく24年現在、金融関係18%、製造業12%、小売り12%、保健/生命科学11%、ハイテク/通信8%、自動車/自動車部品製造6%、ソフトウェア/テック6%、その他23%となっている。上記企業の本社所在地の地域別内訳では、北米が全体の60%を占め、欧州28%、アジア太平洋10%、その他2%という順になっている。

さらには近年の傾向として、インドの大手民族系企業の場合も含めて、スタートアップとの協働も図りつつ、AI/マシーン・ラーニング、クラウド・コンピューティング、ブロックチェーン、その他最先端のテクノロジーを駆使した新時代のGCCsがインドにますます多く設立されつつある。今後、ANSRによれば、2030年までにフォーブズ2,000企業の32%に相当する620社強がインドにGCCs設立し、そこでの雇用数も190万に達すると見込まれている。

3. デジタル公共インフラの整備・拡充

3.1 インディア・スタックの確立

インドでは輸出志向型のITサービス産業が台頭し、インド経済の新しい顔としての存在感を示してきたが、それと並行して注目されるのはデジタル・インディアの名の下で、インドの経済のデジタル化、それに伴う経済活動のフォーマル化（資金の流れが記録され、経済活動が政府によって把握さ

れるようになること)を推進すべく、インディア・スタックとして知られるデジタル公共インフラ(以下、DPI)の整備・充実が図られていることである(表4)。DPIはインディア・スタックとして、基本的に本人確認(生体認証を伴う固有識別番号:アダードル)、決済(リアルタイム決済システムとしての統合決済インターフェース:以下、UPI)、データ・エンパワーメント(個人データの保管・共有)の三つのレイヤーから構成される。

インドでは本人確認の公的証明手段として、生体認証(光彩画像、10本の指紋)を伴う12桁のアダードル制度が2009年に打ち出され、すでに14億人を対象にアダードルが発給済みである。アダードルの発給に伴い、国民皆銀行口座スキームの下で新たに5億以上の人々が銀行口座を開設できるようになり、受益者本人の銀行口座に補助金を振り込む直接便益移転が可能となった。コロナ渦においては貧困家計向けの迅速な公的支援、それにCoWIN(ワクチン登録用ポータル)を通じてワクチン接種が大規模かつ効率的に実施され、コロナ後の活発な経済活動をもたらす結果となった。

アダードルの大規模な普及に伴い、それを基盤の上に成立したのが第2のレイヤーであり、その中核をなしているのが2017年に導入されたUPIである。UPIは携帯電話上において複数の銀行口座間の決済を瞬時に行うことを可能にしたプロトコルであり、23年度の決済件数は取引全体の68%を占める1,312億件に及んだ。UPIの普及によって経済全体の取引コストが大幅に削減されるとともに、キャッシュレス取引が奨励され、金融エコシステムの透明性と説明責任が高まることになった。

さらに3番目のレイヤーとしてのデータエンパワーメントは、データがインド国民のパワーアップに活用されるべく、データ運用、及びデータ保護に係るもので、人々が自らのデータに常にアクセスでき、同意を与えた第三者機関との間でデータ共有ができる枠組みの提供を目指したものである。2015年に導入されたDigiLocker(国営のデジタル化した文書の保管サービス)はその代表例に含まれる。

表4. インドの主要デジタル公共インフラ (DPI) (デジタル公共財)

番号	名称 (導入年)	用途	普及状況	越境貿易潜在性 (潜在的事例)
(デジタル認証)				
1	アードール (2009年)	12桁デジタル固有識別番号	14億人のアードール番号発行済み	G2C、B2C (直接便益移転を通じた政府支給の分配)
2	eKYC (2013年)	アードール活用電子認証	147億回のeKYC実施 (2023年3月末現在)	G2C、B2C (デジタル・オンボーディング)
3	eSign (2016年)	合法的電子署名	eSignサービスプロバイダー18団体指定	G2B、B2C、G2C (デジタル契約の法執行)
(デジタル保健)				
4	インド長寿デジタル・ミッション (2020年)	保健サービスの向上	3億6,000万人の保健記録にリンク	B2C、G2C (デジタル保健記録)
5	CoWIN (2020年)	COVID-19ワクチン登録用Webポータル	Covid-19 ワクチン22億回分の投与便宜	G2C、B2C (健康確認証明、遠隔医療)
(デジタル決済/金融インフラ)				
6	AePS (2010年)	アードール対応決済システム	取引数: 55億件 (2023-24年)	B2C、B2B、G2C (デジタル認証銀行オンラインアクセスの円滑化)
7	APB (2011年)	アードール対応銀行口座	取引数: 14億件 (2023-24年)	G2C、B2C (銀行振込を活用し、福祉スキーム漏れの削減支援)
8	FASTag (2014年)	RFID技術活用料金所決済	タグ発行数: 8,820万件	G2C、B2C (容易に越境展開可能)
9	UPI (2016年)	リアルタイム決済システム	UPI取引数: 1,312億件 (2023-24年)	B2C、G2C、B2B、C2C (金融/銀行業に浸透)
10	BBPS (2016年)	統合料金支払いシステム	取引数: 14億件 (2023-24年)	B2C、G2C (定期支払エコシステム)
11	GSTN (2017年)	財サービス税 (GST) の納税義務追跡・管理システム	実働納税者: 1,400万人	G2B、G2C (納税漏れ防止税務コンプライアンス・システムの提供)
12	Account Aggregator (2021年)	合意に基づく異なる金融機関のデジタル金融情報の流通	合意人数: 累積6,400万人	B2B、B2C (デジタル金融データアグリゲーション)
(デジタル・ガバナンス)				
13	DigiLocker (2015年)	確認されたデジタル文書の保管・アクセスを認める	利用者数: 2億9,000万人 (2024年7月10日現在)	G2C、B2C (ペーパーレス・ガバナンスの円滑化)
14	DIGIT Core(2017年)	ガバナンス及び包括的転換のためのデジタル・インフラ	10か国で20億人が恩恵享受 (2024年7月10日現在)	G2C (良きガバナンス技術プラットフォーム)
(デジタル産業/教育)				
15	Udyam (2020年)	中小マイクロ企業 (MSMEs) の政府スキームへのアクセス	登録企業数: 2,730万MSME (2024年7月10日現在)	G2C ビジネスのしやすさ向上と越境貿易の円滑化
16	Digital Infrastructure for Knowledge Sharing (Diksha) (2017年)	協同的学習と教育を可能にし、カスタマイズ可能なコンテンツを創出する	登録利用者数: 1,710万人 (2024年7月15日現在)	G2C (リソースと専門知識の共有)

出所: Reserve Bank of India ; Report on Currency and Finance 2023-24, Table IV-6, July 2024.

3.2 インドDPIの国際化

インドのDPIはすでに国際的に高い評価を受け、それに類似したシステムが広く海外に普及されるまでになっている。DPIはオープンで拡張可能なア

ーキテクチャーであるため、容易に輸出可能である。表4に提示されているように、生態認証を伴ったデジタル識別、デジタル決済/金融インフラ、デジタル・ガバナンス、デジタル産業/教育などインドDPIの基本柱は、その柔軟で拡張可能なアプローチと相俟って、大きな機会を提供しており、様々な越境利用の事例も確認できる。DPIは金融包摂、女性のエンパワーメント、透明性の向上、効率性の増進に努めている国々に大きな機会をもたらしている。インドのデジタル公共保健インフラと利用者基盤は越境遠隔医療、遠隔患者モニタリング、医療診断研究のために活用可能である。教育部門では、インドのDPI経験は世界を通じて平等な学習経験のペースを加速させることができる。実際、インドは貧困対策、さらには日常生活の便宜向上を図るという観点から、自らのDPIの実績に対して確かな手応えと自信を深めており、とりわけグローバルサウスを対象にしたDPIの普及支援には極めて意欲的である (Ministry of Finance, 2023, Chapter 9) ^(注7)。

インドが2023年にG20議長国を務めたことは、DPIをグローバル地図に登場させる契機となった。実際、同年9月のデリー・サミットで採択された首脳宣言にはDPIがSDGs (持続可能な開発目標)、グリーン開発、ジェンダー平等、国際金融機関改革など並んで主要テーマの一つとして取り上げられた。そこでは包摂的で持続可能な発展への流れを加速させる上で、全社会的規模で有効かつ効率的なサービス提供を可能にするDPIの持つ重要性を指摘するとともに、DPIのグローバルな広がり一役買ったインドの取り組みを歓迎するとの文言が盛り込まれた (小島、2023)。

さらに決済テクノロジー関連のDPIをグローバル舞台に広めるという狙いの下で、インドはUPIとの互換性を持たせるべく、様々な国々でのプロセスやプロトコルの標準化に向けての支援を行っている。UPIはPayNow (シンガポール銀行協会が導入したデジタル決済サービス) とすでにリンクしており、二国間モデルの適切な事例とされる。上記のAPIs (アプリケーション・プログラミング・インターフェース) を活用することによって、インドとシンガポールの加入金融機関の口座名義人はそれぞれの即時決済システムの活用を通じて国内取引と同様な容易さでもって越境送金取引を行うことができ

る。UPIはAPIs、中央銀行デジタル通貨の相互運用性、オフライン機能、クレジットカードを通じた代金請求/回収の機能など使い勝手の良い（plug-and-play）イノベーションを提供していることからして、管轄区域内で採用可能なできあいの即時決済システムを導入しようとする国々にとって極めて魅力的な選択肢とされている（RBI、2024）。

4. デジタル貿易とデータ保護立法

4.1 デジタル貿易におけるインドの立ち位置

インドはGATTの創設メンバーであり、これまで多国間貿易交渉の場ではしばしば発展途上国（以下、途上国）の利害を代弁者として存在感を示していた。他方、独立後、インドは内向きの保護主義的政策を展開していたため、世界輸出に占めるインドのシェアは独立直後の1948年には2.2%であったのが、1973年には0.5%に低下していた。1986年にGATTウルグアイ・ラウンドが開始され、投資、知的所有権などと並んでサービス（銀行、保険、通信、海運など）の自由化が議題に取り上げられた際には、これは先進国の利害を優先させるものだとして、インドは反対の立場を表明した。実際、世界のサービス貿易に占める先進国のシェアは95%を占め、途上国は太刀打ちできない状況にあった。

WTOドーハ・ラウンドが開始された2001年頃には、インドのITサービス産業はすでに順調な輸出拡大を続けていた。そのためドーハ・ラウンドではインドは自国や途上国経済の利害を擁護すべく、農業分野や非農産物分野で先進国との対立構図において先陣を成していたものの、他方では第1モード（越境取引）、第4モード（自然人の移動）のサービス分野で先進国市場へのアクセス強化を図りたいとの理由で、先進国とのサービス自由化の交渉をめぐってやや妥協的な姿勢を示すようになったが、そうした傾向が顕著になったのは2005年のWTO香港閣僚会議の頃からであった（Sharma、2017）。

しかしながらインドの内向きの対外姿勢は容易には払拭されず、その後も往々にして頭を擡げる傾向にある。このことは、インドがすでに相当数の

国々との間で貿易協定を締結しながらも、2019年には貿易赤字拡大への懸念を理由にしてRCEP（東アジア包括的連携協定）への参加を見合わせたことから窺える。さらにデジタル貿易、すなわち越境電子商取引（eコマース）に関して、1998年以来、WTO加盟国は越境電子商取引への関税賦課を差し控えることに同意しており、2022年のジュネーブでの第12回WTO閣僚会議に続いて、24年のアブダビでの第13回WTO閣僚会議においてもモラトリアムは継続されることになった。しかしながら、これに対してインドは南アフリカとともに、モラトリアムは途上国に年間100億ドルもの関税収入に損害を与えるとの理由で反対の姿勢を明らかにした（Greenleaf, 2024）。

さらには2019年にG20大阪サミットが開催された際、「信頼性のある自由なデータ流通」（DFFT）に基づいて越境データ流通や電子商取引に関するルール作りを進めるための「大阪トラック」の立ち上げが支持されたが、インドはデータ・ローカライゼーションを是とする観点から、当該テーマについて理解を深めるための時間が必要であるとして、インドネシア、南アフリカと並んでその提案には反対の立場を表明した（Greenleaf, 2019）。

こうした中、これまでインドは日印CEPA（包括的経済連携協定）を含めて21件の貿易協定（特惠貿易協定を含む）を締結しているが、この中で特に注目されるのは2022年にUAEとの間で締結されたCEPAについてである。そこでは両国間での電子商取引への関税賦課を禁止する条項が盛り込まれており、これまでインドがWTOの場で主張していたモラトリアム反対とは相反する方針が示されているということで、デジタル貿易自由化に向けての舵取りに試行錯誤していることを窺わせている（Kugler, 2025）。

4.2 データ・ローカライゼーションとデータ保護立法

デジタル貿易で扱われるデータは全て二進法に変換された情報であり、様々なデバイス、プラットフォーム、サーバー、国境を通じていずれも効率的に保存、処理、移転できるものである。データ・ローカライゼーションは、データが生み出された国の領域内でデータの物理的保管ないしは処理を義務付けることとして定義される^(注8)。OECDによれば、2023年現在、40か

国において96件のデータ・ローカライゼーションの手段が講じられ、そのうちの3分の2以上は国外への流通を禁じている（OECD、2023）。

データ・ローカライゼーションが求められる理由としては、①国民のプライバシーとセキュリティの保護、②重要サービスに対する規制要求の確保（決済など）、③国家安全保障と法執行に対する懸念、④租税ベースの確保と拡大、⑤マーケットと経済ナショナリズム（データ保管施設への投資など）が挙げられる（Gupta、2024）。近年、インドではデータ・ローカライゼーション要求を緩和させつつある一方、特定部門を対象にした規則は依然として厳格に適用されている。

部門別データ・ローカライゼーション要求としては、インド準備銀行（RBI）の決済システム保管に関する指令（2018年）に基づいて、一部コピーは例外的に国外での保管が認められるものの、金融機関の決済データは全てインド領域内に設置されたサーバーで保管されることが求められている^{（注9）}。さらには会社法・同規則（2013年・14年）に基づいて、当該企業は株主・社債保有者・その他債券保有者を含む広範な金融情報を登記所で保管することが義務付けられるとともに、インド保険規制開発局（IRDAI）規制（2015年）に基づいて、保険証書・保険請求に関連した記録はすべてインド国内で保管されるべきとされている（Team AMLEGALS、2024）。

さらに個人データ保護の観点からの立法措置として、「PDP法案」（2018年）が上程された。そこではプライバシー権利はインド憲法で規定された基本的権利であるとして、個人データを保護する堅固な法的枠組みが強調されるとともに、データ・ローカライゼーションは至上命令とされた。しかしながらPDP法案は政府に個人データにアクセスできる広範な権限を付与しているとの懸念が抱かれ、2022年には「DPDP法案」（2022年）に置き換えられた。さらにDPDP法案（2022年）は撤回・修正された上で、インターネット上でのインド国民の個人データ保護を確保するための本格的な立法措置として、翌2023年8月、DPDP法（2023年）として成立した。

DPDP法はより厳格な個人データ保護の方策の必要性を認識しつつも、データ主権とビジネスのしやすさを促進するためのグローバルなデータ流通の

円滑化とのバランスを図ることをその目的としている。個人データの越境移転に関して、DPDP法案（2022年）ではデータ受託者に対して「ホワイトリスト」地域のみへの容認を政府が命じたものになっていた。そのため同法案はグローバルビジネスに痛手を与えるとともに、ローカライゼーション規制とも矛盾するとの批判を浴びた。他方、DPDP法ではデータ受託者に対して、中央政府の裁量で特定の国々を対象にデータ流通先を制限する「ブラックリスティング」モデルが採用されるとともに、必要な場合には部門別規制当局による追加的なセーフガード措置の実施を認めている（Pareek, 2024）。

ところでDPDP法はすでに成立したものの、その執行に必要な規則案が提示されなかったため、その発効が遅れていた。ようやく2025年1月にDPDP法規則案が発表されたことに伴い、今後、各方面からのフィードバックを踏まえて、DPDP法が施行される運びとなっている。厳格なデータ・ローカライゼーション要求はインド国内でのデータセンターに対する需要を高める一方、厳しいコンプライアンス要求はインドでの事業活動の展開に水を差すことにもなる。データ・セキュリティを確保しつつ、他方ではテクノロジー企業のインドでのイノベーションを奨励するという双方のバランスをいかに図っていくのか、今後の課題として残されている。

おわりに

1990年代以降、インドでは輸出志向型のITサービス産業が大きく台頭したことに伴い、現在、通信・コンピュータ・情報サービス、その他ビジネスサービス分野ではそれぞれ世界第2位、第3位の輸出国になっており、デジタル貿易は大幅な黒字を計上している。高度人材の豊富な存在という優位性を発揮する形で、半導体の設計も含む先端のR&Dセンターとしても、インドはその重要性を高めている。

それと並行しつつ、2010年代以降、インド国内では経済のデジタル化、フォーマル化を促すデジタル・インドアが大々的に推進され、アーダール、

UPIに代表されるように、インド・スタックと知られるDPIの整備・拡充が着実に進行してきている。それに伴い、インドはG20の議長国としての立場も活用しつつ、インドDPIの海外普及にも熱心である。

他方、独立後、インドは長らく内向きで保護主義的な政策を採用し、かつ国際交渉の場では途上国の利害の代弁者としての役割を自任してきたため、GATTウルグアイ・ラウンドでサービス自由化が議題として取り上げられた際には、これに反対の態度を表明したが、その後WTOドーハ・ラウンドでは農業、非農業分野では先進国に対峙しつつも、ITサービス分野での先進国市場にアクセス強化を図りたいとの理由で、サービス自由化交渉では次第に柔軟な姿勢に転じるようになった。その後もWTO閣僚会議での越境電子商取引への課税モラトリアム、さらにはG20での「大阪トラック」の立ち上げにも消極的な姿勢を貫く一方、2022年にUAEとの間で締結したCEPAでは上記のモラトリアム反対とは逆の方針が示された。

デジタル貿易ではデータの自由な越境流通が不可欠とされるが、それを阻むのがデータ・ローカライゼーションである。廃案となった「個人データ保護法案」（2018年）ではデータ・ローカライゼーションが至上命令とされた。他方、2023年に成立した「デジタル個人データ保護法」ではデータ・ローカライゼーションに対してより柔軟な姿勢が示されるようになったが、これはITサービス産業、さらにはデジタル公共インフラを含めて、インドがそのIT部門の強化・拡大に確かな手応えを感じていることの反映でもある。データ・ローカライゼーションについては、データ・セキュリティの確保とイノベーションの奨励をいかに両立させるか、今後の課題として残されている。

注

1. NASSCOM（インド・ソフトウェアサービス企業連盟）によれば、IT・BPM産業を構成する業務内容は、①ITサービス、②BPM（ビジネス・プロセス・マネジメント）、③エンジニアリングR&D/製品開発、④ソフトウェア製品、それに⑤eコマースの五つである。
2. 従来、インドでは「産業紛争法」に基づいて、従業員100人以上の事業所では、閉鎖、レイオフ、解雇に際して、州政府より許可を得る必要があり、そのため安易に労働削減ができないということで、一定規模以上の企業側は雇用拡大を回避する傾向にあった。2020年の労働法改正によ

-
- て、閉鎖、レイオフ、解雇に際して、事前に許可が必要とされる事業所の規模は従業員100人以上から300人以上に拡大されたが、必ずしも全国レベルで適用されているわけではない。
3. UNCTADstat Data centre, Services (BPM6) : Exports and imports by service-category, trade-partner World, annual, Last updated 29 Jul. 2024.
 4. インドの海外移民は人口全体の1.3%に及んでおり、世界最大の海外送金受取国である。2023年の海外送金受取額は1,150億ドルであり、その過半数は湾岸諸国からのものであり、北米からの送金も22%に及んでいる (RBI, 2024)。
 5. The Economic Times, September 3, 2023.
 6. The Economic Times, December 11, 2024.
 7. 2023年5月、個人IDアフリカ会議 (ID4Africa 2023) がケニアで開催され、シオラレオネを含めて4か国が協定に参加した。インドは技術者15人を派遣し、デジタル技術導入に向けて支援することになった。エチオピアでは個人ID取得者を2025年末までに7,500万人に拡大させるとの計画が発表された。インド式デジタルシステムはフィリピンでも採用されており、すでに2023年時点で11か国に広がったとされる。
 8. 厳密には、データ・ローカライゼーションは、①外国での保管・処理を禁止することなく、国内でのデータの保管を義務付ける、②国内での保管・処理を義務付けるとともに、明確な条件の下での国際的アクセス・移転を認める、③外国への移転を禁止するとともに、データの国内での保管・処理を義務付ける、の三つのカテゴリから構成される (OECD, 2023)。
 9. 上記規則に違反したとして、アメリカン・エクスプレスは2021年5月から16か月に及んで新規顧客のオンボーディングが差し止められた。同様の措置はマスターカードやダイナースクラブにも一時的に適用された。

参考文献

- 大木博巳 (2024), 「世界のデジタル関連サービス貿易」 (『国際貿易と投資』, No.136, 6月)
- 小島 真 (2023), 「民主主義勢力としてのインドの台頭」 (拓殖大学海外事情研究所『海外事情』第71巻第5号, 11・12号)
- Greenleaf, Graham (2020), "G20 Makes Declaration of 'Data Free Flow with Trust': Support and Dissent," UNSW Law Research, Australia, January 29 ([https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm/abstract_id=3514407](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3514407))
- Gupta, Aditya (2024), "Data Localization in India: Impact, and the Future," September 24 (<https://www.metalegal.in/post/data-localization-in-india-regulations-impact-and-thefuture#:~:text=This%20article%20explores%20the%20landscape%20of%20data%20localisation.growin>)
- Kugler, Kholofelo (2025), "The Great Disconnect in India's Digital Trade Policy," Council on Foreign Relations, February 10 (<https://www.cfr.org/article/great-disconnect-indias-digital-trade-policy>)
- Minister of Finance, Economic Survey 2023-24 ((Government of India)
- NASSCOM & Zinnov (2024), *India GCC Trends : Quarterly Analysis Q4CY2023*, March 2024
- OECD (2023), "The Nature, Evolution and Potential Implications of Data Localizations Measures," OECD Trade Policy Paper, November
- Pareek, Vrinda, "Why De-localizing Data Helps : India's Position," October 17 (<https://iapp.org/news/a/why-de-localizing-data-helps-india-s-position>)
- RBI [Reserve Bank of India] (2024), *Report on Currency and Finance 2023-24 : India's Digital Revolution* (Government of India)
- Sharma, Mihir Swarup (2017), "India and Global Trade Governance : Redefining its 'National' Interest," Observer Research Foundation, December 24

Team AMLEGALS (2024), "Data Localization in India : Implications for Business and Data Security," AMLEGALS Law Firms in Ahmadabad, May 29 (<https://amlegals.com/data-localization-in-india-implications-for-businesses-and-data-security/>)